

【特別会計及び企業会計の主な事業内容】

■特別会計

【国民健康保険事業】

予算額 61 億円（前年比 ±0 万円）

○保険給付費 44 億 5,462 万円（前年比 1 億 4,614 万円増、3.4%）

○国民健康保険事業費納付金 14 億 6,250 万円（前年比 △1 億 2,680 万円、△8.0%）

- ・国保都道府県広域化に伴う京都府への納付金

※令和 3 年度京丹後市国民健康保険事業特別会計における国保税率・税額は現行を維持（据え置き）

	医療分	支援分	介護分	計
所得割	6.54%	2.20%	2.10%	10.84%
資産割	19.10%	6.40%	6.50%	32.00%
均等割	21,200 円	7,200 円	9,600 円	38,000 円
平等割	22,400 円	7,600 円	6,600 円	36,600 円

【国民健康保険直営診療所事業】

予算額 2億1,400万円（前年比 △2,900万円、△1.2%）

○直営診療所管理費

1億3,512万円（前年比 △3,345万円、△19.8%）

- ・市運営（3診療所：間人、野間、佐濃）
- ・指定管理による運営（3診療所：大宮、五十河、宇川）

○医業費（3診療所）

4,996万円（前年比 △501万円、△9.1%）

- ・医薬材料費、医療用機械器具借上料、血液検査等委託料など

【介護保険事業】

予算額 69億8,300万円（前年比 2億2,300万円増、3.3%）

○介護保険給付費

65億1,982万円（前年比 2億351万円増、3.2%）

- ・介護サービス給付費、介護予防サービス給付費など

○地域支援事業費

3億7,537万円（前年比 3,583万円増、10.6%）

- ・介護予防体操の実施や認知症総合支援、成年後見制度利用支援など

■企業会計

《水道事業会計》

項 目		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
収益的	収入	14億8,221万円	15億1,513万円	△3,292万円	△2.2%
	支出	15億9,915万円	16億5,804万円	△5,889万円	△3.6%
資本的	収入	12億 510万円	8億9,439万円	3億1,071万円	3.5%
	支出	17億4,671万円	14億7,641万円	2億7,030万円	18.3%

○中野浄水場更新整備事業（峰山） 5億4,000万円

※令和2年3月継続費補正計上予定

- ・総事業費：24億 200万円
- ・事業期間：平成29年度～令和5年度 7か年
- ・令和3年度の事業内容

機械設備<1億3,738万円>、土木工事<3億8,550万円>、管理業務<1,712万円>

○中野水系配水池更新整備事業（峰山） 5,800万円

- ・総事業費（予定）：2,258,000千円
- ・事業期間（予定）：令和3年度～令和6年度 4か年
- ・令和3年度の事業内容

詳細設計<4,800万円>、用地測量< 600万円>、用地買収< 400万円>

○施設改良事業 5億 880万円

- ・配水管布設及び布設替事業など

《下水道事業会計》

項 目		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
収益的	収入	24億3,795万円	25億1,492万円	△7,697万円	△3.1%
	支出	26億4,405万円	27億4,329万円	△9,924万円	△3.6%
資本的	収入	28億 900万円	20億 26万円	8億 874万円	40.4%
	支出	34億5,883万円	26億5,706万円	8億 177万円	30.2%

※令和2年度から集落排水事業、公共下水道事業及び浄化槽整備事業の3特別会計を統合し、下水道事業会計（企業会計）へ移行

○管渠、浄化槽整備事業 17億1,834万円

- ・水洗化計画に基づく管渠布設工事、公共下水道等の集合処理が実施できない区域における浄化槽の整備

○施設改良事業 2億 210万円

- ・老朽化した施設の改修、更新事業など

《病院事業会計》

項 目		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
収益的	収入	74億7,700万円	77億9,930万円	△3億2,230万円	△4.1%
	支出	78億500万円	77億9,930万円	570万円	0.1%
資本的	収入	5億6,841万円	5億4,334万円	2,507万円	4.6%
	支出	7億9,733万円	7億7,459万円	2,274万円	2.9%

【弥栄病院】

医療機器等整備 9,999万円

【久美浜病院】

医療機器等整備 1億円

【看護師等修学資金貸付金】

1,680万円

看護師・助産師を養成する学校の修学に要する経費を貸与

貸与の額：月額5万円

令和3年度より貸与対象者に新たに薬剤師を追加

貸与の額：月額10万円を限度